

■口座振替受付サービス（金融機関受付方式）を行う者の承認基準

- 1 口座振替受付サービス（金融機関受付方式）において、自動払込みの利用申込みを受け付けることができること。
- 2 送受信機能付設備を管理する者が定められ、安全管理がなされていること。
- 3 自動払込みによる収納業務を行う者が、次のとおりであること。
 - (1) 自動払込みの利用申込みを請求する利用者が、自動払込みの取扱いを受けて、払込金等を払い込む場合に、当該払込金等を受領する者であること。
 - (2) 自動払込みの利用申込みサービスの恒常的な利用が見込まれること。
 - (3) 自動払込みの利用申込みサービスの実施によりゆうちょ銀行の事業の信用を害するおそれのないこと。